

TNY LEGAL MEXICO

Newsletter



2020年10月12日 T N Y

■ 職場のメンタルヘルス対策基準 NOM-035-STPS-2018、第2期開始

2019年10月23日に発効した公式メキシコ規格 NOM-035-STPS-2018 の未施行部分が、2020年10月23日より施行されます。

NOM-035-STPS-2018 は、雇用主と労働者が心理社会的リスク要因に対処し、好ましい職場環境を促進するための基準であり、心理的リスク及び職場の暴力の予防策の策定と導入、就業に際し重度の心的外傷を受けた労働者の特定とその労働者に対する医療ケア、職場内の心理的身体的暴力の通報システムの設定や予防策等の労働者への情報提供の実施などを事業者に対して義務付けています。

2020年10月23日以降、労働者が16人以上の職場では、最低2年に1回は全従業員に対して心理的リスク及び職場の暴力の特定と分析(労働者が50人超の職場においては、標本調査による実施も可)、心理的身体的被害を受けた労働者に対する健康診断あるいは心理検査の実施とその記録の保存、職場におけるリスクを軽減するためのより詳細な対策の導入、これらの結果や対策等に関し労働者に情報提供することなどを行う必要があります。なお、労働者が50人超の職場では、これらの他、職場環境評価の実施も必要となります。

■ PTU 率、10%維持

2020年9月9日、第6回国家労働者分配金委員会(Comisión Nacional para la Participación de los Trabajadores en las Utilidades de las Empresas)において、PTU(Participación de los trabajadores en las utilidades de las empresas)の率について10%を維持することが決定され、9月18日付官報にて公示されました。

PTU とは、労働者に対して一定の割合により会社の利益を分配する制度であり、単一課税年度所得に一定の調整を加えた額の一定の割合額を当該事業年度に在籍した労働者に分配するものです。本決定により、2020年に在籍した労働者が受け取ることのできる割合は10%となります。

■ 食品包装への警告表示スタート

3月27日付官報にて公示された「飲食料品の商品および健康情報に関する一般的表示仕様に関する公式メキシコ規格 NOM-051-SCFI/SSA1-2010 を改正する省令」が10月1日に発効しました。本改正は、消費者が糖類、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、カロリーなど過剰摂取することで健康を害する恐れのある栄養素の含有量を特定することができるよう、また健康への影響について注意を促すように表示仕様を変更するもので、メキシコ国内で消費者向けに販売される国内外で製造された食品と飲料(エチルアルコール2%以上のアルコール飲料を除く)に適用されます。

なお、この度は、同規定に定められる基準値を超える食品について、過剰摂取になることを示す表示や子どもにも推奨されない旨をパッケージに表示するルール適用を開始する部分発効であり、10月1日以降、対象となる食品等には警告表示を付して販売しなければなりません。ただし、2020年7月31日付官報において、移行期間を11月30日までとすることが公示されており、改正後の表示義務に対応していない製品について、11月30日までは未対応のまま販売しても制裁の対象となりません。

また、警告表示については、規格基準に適合することを条件に、暫定的に貼付での対応が可能とされていますが、その期限は2021年3月31日までとなっています。

■ 9月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則等	
9月2日	9月3日	Reglas y Criterios de Carácter General en Materia de Comercio Exterior	改定
9月3日	9月4日	Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación.	改定
9月18日		Resolución del Consejo de Representantes de la Sexta Comisión Nacional para la Participación de los Trabajadores en las Utilidades de las Empresas.	制定
9月21日	9月22日	Reglamento del Sistema Nacional de Investigadores.	制定

■ 諸手続きのお手伝い承ります

9月、10月は人事異動が多くなる季節です。法人代表者の変更手続きなどはお済でしょうか。公証や各種行政機関への届出等、不慣れな土地でのお手続きに不安を感じられる新任の方もいらっしゃるかと思います。

弊事務所は顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・人員削減のため手が回らない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っておりますので、お気軽にお問合せください。

また、法人のお客様に限らず、個人のお客様にも対応しております。不動産購入、賃貸借トラブル、ビザ手続、証明書申請の代行など、ご不安なことがありましたらご相談ください。

その他、国境をまたぐ移動が難しい昨今、グループ事務所が日本やタイ、マレーシア、ミャンマーなどにありますので、日本やその他の国での手続き代行についても弊事務所を通じて対応可能です。

■ ご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

皆様大変な状況かと思いますが、協力してこの事態を乗り越えていければと存じますので引き続きよろしくご願ひ申し上げます。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>